

プロポーザル提案書等作成要領

本件業務に係るプロポーザルの提案書の提出に当たっては、本要領及び「プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」、「プロポーザル説明書」を遵守すること。

1 提出書類

特定審査の提出書類の様式は、次に示すとおりとする。

- (1) 提案書・・・・・・・・・・・・・・(様式3-1、3-2、3-3)
- (2) 提案価格書・・・・・・・・・・・・・・(様式4)

2 提案書(様式3-1、3-2、3-3)の記載要領

(1) 提案書の記載項目

様式3-1及び様式3-2の項目について、様式3-3に具体的に記載すること。

なお、アピールポイントがある場合は、「アピールポイント」と該当記述に吹き出しで明記すること。

(2) 提案書の提出部数等

(ア)提案書の正本の表紙(様式提案書の正本の表紙(様式3-1))には、応募者名(企業名、代表者)等を記載すること。ただし、副本の表紙(様式3-2)及び、様式3-3には応募者が類推できる内容の記載はしないこと。

(イ)提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

(ウ)提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(エ)提案書の再提出は、提出期限までに限り認めるが、部分的な差替えは認めない。

(オ)発注者が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 提出期限及び提出場所等

(ア)提出期限 令和8年6月19日(金) 午後5時まで

(イ)提出場所 東広島市都市交通部交通政策課(東広島市役所本庁舎8階)

(ウ)提出方法 持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、2(3)(ア)の期限までに必着することとする。

3 提案価格書(様式4)の記載要領

(1) 提案書の記載項目

(ア)提案価格の欄に総額を記載すること。なお、総額には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

(イ)業務内容欄には、本業務における実施項目を記載すること。

(ウ)項目が不足する場合は、行を追加し、記載すること。

(エ)企業グループの場合、「商号又は名称」欄に企業グループ名を併記した上で、代表企業について記載し、代表企業が提出すること。

(オ)提案価格額について、積算の参考とするため、随意契約の相手方となる特定者には再度見積を依頼する。

(2) 提出期限及び提出場所等

(ア)提出期限 令和8年6月19日(金) 午後5時まで

(イ)提出場所 東広島市都市交通部交通政策課(東広島市役所本庁舎8階)

(エ)提出方法 持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、3(2)(ア)の期限までに必着することとする。

4 提出部数

- (1) 提案書（様式 3-1） 1 部
- (2) 提案書（様式 3-2） 6 部
提案書（様式 3-3） 7 部
※ 1 部は様式 3-1 へ、6 部は様式 3-2 へそれぞれ添付すること。
- (3) 提案価格書（様式 4） 1 部

5 留意事項

- (1) 様式 3-1 及び様式 3-2、様式 4 の用紙の大きさは A 4 判とすること。
- (2) 様式 3-3 の用紙の大きさは A 3 判とし、表紙及び参考資料を除き 4 頁以内とすること。
- (3) 本要領に定めのない書類及び図面等については受理しない。
- (4) 虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。